

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年6月17日（金）

午前10時00分開会、午後1時49分閉会

場 所 第1委員会室

- 
- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 付託された議案の審査
      - 1 議案第40号土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正について
      - 2 議案第41号霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正について
    - (2) 付託された請願・陳情の審査
      - ① 新規分  
受理番号6（仮称）上大津地区統合小学校整備に関する陳情書
    - (3) その他協議事項
      - 1 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ（No. 16）
  - 4 各種委員会委員の選出
    - 【健康つちうら21計画推進委員会委員（選出すべき人数1名）】
      - ・委員の任期令和4年7月1日から令和7年6月30日まで
    - 【土浦市都市計画審議会委員（選出すべき人数1名）】
      - ・委員の任期令和4年7月1日から令和6年6月30日まで
    - 【土浦市国民健康保険運営協議会委員（選出すべき人数2名）】
      - ・委員の任期令和4年7月1日から令和7年6月30日まで
  - 5 閉 会

---

出席委員（7名）

|      |    |    |
|------|----|----|
| 委員長  | 下村 | 壽郎 |
| 副委員長 | 奥谷 | 崇  |
| 委員   | 目黒 | 英一 |
| 委員   | 矢口 | 勝雄 |
| 委員   | 塚原 | 圭二 |
| 委員   | 鈴木 | 一彦 |
| 委員   | 福田 | 一夫 |

---

欠席委員（1名）

委員 田子 優奈

---

説明のため出席した者（14名）

|            |        |
|------------|--------|
| 教育長        | 入野 浩美  |
| 教育部長       | 望月 亮一  |
| 参事         | 菊地 正和  |
| 教育総務課長     | 塚本 富美代 |
| 学務課長       | 田中 裕之  |
| スポーツ振興課    | 大橋 博   |
| 教育総務課施設係係長 | 市村 好央  |
| 保健福祉部長     | 塚本 哲生  |
| 社会福祉課長     | 福原 守   |
| 障害福祉課長     | 小池 政幸  |
| 高齢福祉課長     | 塚本 浩幸  |
| 健康増進課長     | 水田 和広  |
| こども未来部長    | 加藤 史子  |
| 保育課長       | 野中 佑起男 |

---

事務局職員出席者

主幹 鈴木 優大

---

傍聴者（7名）

---

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日は、当文教厚生委員会へ付託されましたが、陳情が新規1件ございます。陳情者から意見陳述の希望がありました。協議事項1、議案の審査に入る前に、陳述者の方にお越しいただいておりますので、先に協議事項2、請願陳情の審査に入ります。受理番号6、仮称上大津地区統合小学校整備に関する陳情書となります。資料は、文教厚生委員会、令和4年、6月17日開催を準備してください。資料2となります。陳述者の方に、意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長の方から注意をいたしますので、御了承

願います。なお、陳述していただく時間は、10分間となります。同伴者がいらっしゃいますので、意見陳述の発言者は1名、同伴者は発言できませんので御注意ください。陳述終了後に陳情の審査に移りますので、よろしくお願います。それでは意見陳述を始めてください。

○意見陳述者・・氏 おはようございます。本日は、陳情書に対して説明する機会をいただきまして、本当にありがとうございます。この陳情は、上大津地区の統合小学校整備に関するもので、おおつ野、沖宿、田村及び菅谷の4区長が協議し、合同で陳情をさせていただいたものです。本日は、おおつ野地区の地区長を努めております私が、代表して陳述をさせていただきます。陳情内容は次の3点でございます。一つ目、統合小学校建設候補地について再検討し、改めて最適な場所を選定し直すこと。二つ目、公民館は複合化せず、独立施設とすること。三つ目、安全対策としてスクールバスを選定する場合は、利用料金を無料とすること。以上であります。後ほどそれぞれの陳情の細部を御説明させていただきますが、まず私から申し上げたいのは、統合小学校建設候補地を、土浦五中隣接にするという市の案に対しまして、我々の知りうるところによると、この4地区内において地元住人の賛同がほとんどないという状況であります。また、我々4地区に加えて、白鳥新町の地区長も先日、同様な陳情書を市長及び市議会議長に提出したと聞き及んでおります。これで、統合小学校の対象地区8地区の内、少なくとも5地区の地区長は、現在の市の案に賛同していない状況であります。これは、この学校に通うことになる子供たちの8割以上が居住している地区となります。では、なぜこのタイミングで陳情を申し上げることになってしまったのか。このことについて、まずは御説明を申し上げたいと思います。これまで、教育委員会から報告を受けてきた委員の皆様におかれましては、上大津小学校適正配置実施計画の策定及び建設場所の決定に関しては、地元への説明はその都度十分なされており、場所の決定に関しても、地権者の問題だけだと、地元住人の反対は少数であったと、そのような御認識であったと思います。確かに、地元への説明会は何度も開催されておりました。しかし、それは開催場所、開催時間などが地域に寄り添った丁寧な方法ではないため、参加者が少ないままに進められたもので、住民に十分に寄り添ったものかという疑問です。この件に関しては、過去の文教厚生委員会でも、委員からの指摘があった事項であります。議事録を確認しますと、平成30年8月の委員会において、当時の教育委員会の学務課長から、その前年度の平成29年度に開催された小学校適正配置実施計画の説明会について、報告が委員会で行われております。この報告を受け、塚原委員から、その説明会に地元の参加者が少ないことに関して問題提起がなされております。また、鈴木委員からも地元と協議しながらやっていかないと、最終段階になって急に意見が出ることもあるよと教育委員会に指摘をしております。当時の学務課長は、その場で一人でも多くの方に興味を持っていただくように検討したいと思いと、そのように答えられてます。しかし、その後の説明会のやり方が、あり方としては工夫が見られず、結果として参加人数は非常に低調なままに推移しておりました。加えて、説明会、検討委員会のやり方にも、問題があったと感じております。会議の場で初めて資料が提示され、さあ皆さんどうですかと意見を求

められるような委員会及び説明会であります。私も、地区長となる前にいち保護者として、その場に参加いたしました。初見の資料を見て、知見のない委員又は住人がその場で思い付く質問や意見を申し上げても、教育委員会からは、既に検討された結果の者ですであるとか、今後の検討事項ですと言われるわけです。この回答を聞くと、既に決定したことや今後検討し回答をいただける、このような認識に陥り、ああそうなのですかとならざるを得ませんでした。このような説明会が何度も繰り返された結果、当然のことですが、委員会におきましては、否定的な意見はないと報告されていたのではないかと思います。私も含め地域住民は、登下校の安全策はどのように担保されるかなど、自分たちが意見したことに対して、きちんと説明や将来計画の提示があった上で、場所が決定するものだと認識しておりました。しかし、突如として昨年12月に場所が決定したとの通知を受けて、皆驚いている現状であります。この通知を受けた後、我々地区長を含めた地域住民は、説明会やパブリックコメントにおいて、質問やその後の意見をいたしました。十分に納得できる回答は得られませんでした。よって、4区長とも市のこれまでの対応に強く疑問を感じたことから、このタイミングで陳情し、皆様に再検討をお願いすることになった次第です。それでは、この後に陳情事項の内容について御説明に入ります。陳情の1点目、統合小学校の選定地についてです。現在候補地の土浦五中西側隣接地は、ほかに比べて用地取得が容易である、地権者が協力的という理由で選定されているのではないかと考えております。当然、市ではいくつかの候補地を実際に現地確認をして、土浦五中隣接地に決めたものだろうと思いますが、中学校隣接という教育環境の理由が先行し、小学生の通学路や安全性の確保などの検討を後回しにするなど、総合的な立地環境を十分吟味したのかどうかは疑問が残るところではあります。委員の皆さんも現場を御覧になったと存じますが、全面盛土をした場合は、北に8メートルの擁壁、高低差を残した建築では北向きとなり日差しが見込まれない、マムシの危険もあることは御認識いただいたかと思っております。一般的には、この現地を見た方の第一印象は、もっとほかに適した場所があったのではないかなど、それほどまでここにする理由は何かあるのかなと思うのではないかと考えております。そのような場所をあえて選定し、国道354号を渡るリスクを負ってまで求める小中一貫教育であります。今回統合されない同じ中学校学区内の神立小学校も、統合されるほかの小学校と同様の小中連携が実施でき、教育に差はないと教育委員会から説明を受けております。となると、中学校の近くではなくても一貫教育は同水準で実施可能となることから、500メートルの枠内ではなく、上大津東小学校の児童400名、統合小学校の75パーセントが在住する地域近くの建設が、自然ではないかと考えております。そもそも、なぜ600メートルでも400メートルでもなく、500メートルなのでしょう。我々4地区長は、深く議論をすればするほど、疑問が出てきている状況でございます。つぎに、2点目の公民館複合化についてです。昨年12月に公民館運営委員会向けの説明会で、突如として公民館複合化の案が示されました。陳情書内において、比較表がございますが、統合案はほかの公民館の3分の1、現状の半分しかありません。児童と大人の接触に伴う危険、具体的には不審者の紛込みであったり、コロナの感染対策、また公民館としての使いに

くさ、すなわち入りにくさや活動しにくさが予想されます。この公民館の複合化が記載された、土浦市立上大津統合小学校整備基本計画案のパブリックコメントが昨年度末に実施されました。これに寄せられた意見への回答に関しましても、検討するという趣旨が多数で、極めて計画が不十分のまま進められているという印象を受けます。よって、複合施設ではなく、独立施設として今の状況の維持をお願いする次第であります。つぎに、3点目のスクールバスについてです。統合小学校場所選定の条件として、児童の安全な登下校を強く意見してきたところ、安全確保に係る費用についても、検討段階から住民の懸念が出ております。それを踏まえた上で、統合小学校の場所が選定されると思いますので、安全対策としてのスクールバスの利用料金が無料であることの陳情をいたします。なお、通常は市の基準によって、半径2キロメートル以内が徒歩通学となりますので、スクールバスでの通学が認められないまま、現在の候補地に建設された場合は、400名の子供たちが、あの死亡事故もあった、交通量も非常に多い国道354号の交差点を、毎日朝夕横断することとなります。くわえて、狭い通学路を、自転車通学の中学生と同じ時間帯に行き来することになることを、御想像いただきたいと思います。以上が陳情事項の説明となりますが、最後に申し上げたいのが、我々の意見、質問に対する教育委員会の回答が、今後の検討ばかりで明確な回答がないことから、開校時期ありきの部内協議が進行されているのではないかと、大変危惧をしているということです。具体的に申しますと、5月24日の現地見学会の際にも参加者にアンケートを実施してほしいとお願いしましたが、検討しますとの回答で、未だに実施されていない状況であります。市当局及び委員の皆様におきましては、住民の理解が十分に得られていないというこの状況を、御認識いただきたいと思います。今後、市と住民のギャップを埋められないままこの計画が進んでいくことが、必ず次世代への禍根を残すことになると感じております。小学校整備の目的、これはなんでしょうか。地域住民の理解、これは大前提じゃないでしょうか。是非もう一度最初に立ち返り、これまで出てきた問題点を整理し、地域住民と共に、改めて最適な場所を選定し直す。これを御検討し直すよう、強くお願い申し上げます。私からは、以上です。御審議をどうかよろしく願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。審査に入る前に、委員から陳述者に何か聞いておきたいことはありませんか。

○**矢口委員** 質問を1点させてください。小学校の場所を選ぶにあたって一番重視しなくてはいけないのは、言うまでもなく次世代の子供たち。今、・・・区長さんからもその言葉がありました。そのとおりだと思います。具体的に当事者となる子供たち、実際には保護者ですよね、PTAの方たちとか、育成会の方たち、そういった方々の意見はどういうふうに地区では吸い上げたのか。具体的にお教えいただけますか。

○**意見陳述者・・・氏** 当時の状況は、知りえるところはなかなかないところではあります。私も3年前ほどに子供会の育成会の会長をしておりました。その際におきましては、自治会長から今こういう話が進行しているという状況の説明は受けております。ですので、意見を具体的にそのほかの地区におかれましても、基本的には役員会、班長会議に意見を収集して望んでいるものと認識しております。

○**下村委員長** 質問も出つくしたようですので、これから審査に移ります。陳述者は傍聴していただくか、退席していただきますようお願いいたします。

**【意見陳述者移動】**

○**下村委員長** 審査に移りますが、その前に執行部は入室してください。

**【執行部入室】**

○**下村委員長** 執行部の皆さんよろしくお願ひします。それでは、各委員の御意見等をお伺ひいたします。また、改めて執行部に御質問等がある場合には、一緒に御質問をお願ひします。最初に皆さんから御意見等をお伺ひしたいと思いますが、目黒委員から御意見をいただけたらと思います。

○**目黒委員** 私も、先日現場を見てまいりまして、やはり環境面だったり、安全性の面で疑問に思うこともいくつかありまして、ちょうど五中の生徒さんが自転車で下校するタイミングだったのですけれども、かなりのスピードで飛び出してくるという場面を見受けて、一つ心配だなというのがありました。実際、おおつ野方面から五中の前を車でも通ってみました。私がもし近辺に住んでいて、自分の子供を学校に通わすということを考えてみると、安全性の面で心配な面もあるかなという思いもいたしました。スクールバスを運用するということも検討されていますけれども、登校時の時間は大体皆さん同じ時間に登校すると思うのですけれども、下校時は時間がまちまちになるでしょうし、一旦下校した後、また学校にいろいろな用事で歩いたり、自転車で学校に向かう児童もいるのではないかなと思ったりすると、距離的な面であったりとか、安全性の面で少し心配だなというような思いをいたしました。今回、このようなかたちで陳情もいただきまして、皆さんが納得をした上で、少しでも不安な思いがないかたちで、小中一貫の計画を進めるべきだと思いますし、今一度私たちも全てを知った上で意見をしているわけではないので、大変恐縮なのですけれども、公民館の複合化の件もございまして、そちらに関しても様々な意見がございまして、議員の中でも、文教厚生委員会が主にかかわってはいますけれども、市議会全員で話し合うべき内容ではないかとも思います。そういったことを考えますと、今一度ワーキンググループというか、新たに上大津の統合について特別委員会的なものを作って、多くの意見を集めて、立ち止まって改めて話し合っで計画するほうが、地域の方の理解も得られると思います。どうしてもゴールが、令和9年4月というのがあるって、焦っているようなかんじもあるのかなと思ったりもするので、そこにこだわる必要もなく、皆さんが納得した上で計画を進めるべきだと思いますので、もうちょっと議論の余地があると思います。私は、この件に関しては、まだまだ継続して審議をしていく必要があると思います。以上です。

○**下村委員長** 建設地について今の話は、建設地について環境安全面で問題ありというようなお話と、公民館の複合化についての話がありましたね。議員全員で話し合う必要があるのではないかという話。目黒委員は、一度立ち止まって話し合っで、まだ議論の余地があるということですね。

○**矢口委員** 今、地区長さんのお話を伺っで、いろいろなことを考えさせられました。私たちも、委員会できぼ地になっている候補地を見てきて、正直ここに造るのと思った

のは本当のところでは。ただ、あの場所に関して、私は土木の素人なので。素人なので、ここがくぼ地だから駄目だどうだというのは、ちょっと無責任に言えないなと思っています。一番大事なのは、この委員会の中で、執行部から経過報告を随時されてきました。結論として、おおむね地域の方には了承をいただいたという文言が、必ずと言っていいほど入っていました。ただ、今回このようなかたちになったのに対して、非常に驚いております。ですから、私自身は今日この場に臨むに当たって、結論ありきではなくて、今日のこれから執行部に改めて、今までの経過、どのような議論をされてきたのかを、もう一度確認させていただきたいと思っていますし、ほかの委員さんの意見も聞きながら、最終的な判断をさせていただきたいと思っています。以上です。

○**下村委員長** 執行部から逐一報告が委員会にあったのだけれども、その時は地元の声がありましたよという報告でしたと。しかし、こういう反対があるということは、もう一度急がずに話し合っというふうなお考えですね。

○**奥谷副委員長** 私からは、確認を1点させてください。ここに至るまでに、様々な機関でいろいろな確認を経て、この事業が進んでいるというふうに思っていますけれども、その中で、小学校適正配置検討委員会が設置をされております。この委員会の根本的なところの確認をさせてください。まず、構成メンバーについて、どういった方が何名ぐらいそこに入っているかというのをお聞かせいただけますか。

○**望月教育部長** 検討委員会の設置につきましてですが、こちらについては上大津地区小学校の適正な配置について検討をして、その結果について教育委員会に提言をいただくために、平成29年11月に教育委員会が設置した外部の会議でございます。こちらにつきましては、構成メンバーとしては学識経験を有するもの、上大津地区小中学校の保護者の代表者、小中学校の代表者、地域の代表者の方々になっていくというようなことが、委員会の設置要綱に定めているものでございます。全体で15名以内で組織するという規定でございますが、実際には14名で組織したものでございます。以上です。

○**奥谷副委員長** この検討委員会に出てくる意見、様々なものがあると思うのですけれども、基本的に私の認識では、保護者の方であれば保護者を代表しての意見を取りまとめて、その場で議論をする。小中学校の代表者であれば、学校当事者の意見を集めて、その場で議論をする。地域の代表の方であれば、その地域の方の意見を取りまとめた上で会議に出席して、その場で議論をするというふうに、私は認識をしております。そこに、それぞれ個人の方の意見が含まれているのか。本来、そういうかたちは望ましくないのではないかと。地域全体の意見をそこで申し述べるべきかなと思うのですが、そのあたりの認識はどうでしょう。

○**望月教育部長** 適正配置の構成メンバーにつきまして、先ほど申し上げたとおりでございますが、いずれにいたしましても保護者の代表者、要するにPTAの役員さんとかですね、あるいは地区長さんという立場で御出席をいただいているものですから、代表という位置付けで御意見をいただいているものと、我々は認識しているものでございます。

○**奥谷副委員長** 私の認識とほぼ同じかなというふうに思っています。今回、こういったかたちで陳情が出たということでもありますけれども、そのあたりが地域の中の情報の伝達だったり、意見集約等がちょっとうまくいっていなかったのかなというのが、正直なところ私が感じるところであります。このあたりは、事前にしっかりと検討委員会を始める段階で、委員の意思統一をまずは図るべきだったのかなというふうに思っておりますけれども、根本的にそれぞれの団体だったり、各地域からの声を反映すべきということを考えれば、今までいろいろなかたちで報告を我々も受けておりますけれども、基本的にはこの計画に対しては、今こういったかたちで陳情は出ておりますが、手続き的には、大きな瑕疵はなかったのではないかとこのふうには感じております。私からは以上です。

○**下村委員長** 奥谷副委員長の意見は、執行部に対して再確認をしたということですね。ただ、地域から検討委員会に参加したメンバーである地域の保護者の代表、地域の代表、この方の意見は、地域の皆さんの意見集約の仕方、あるいは、会議で行った時の伝達の仕方、この辺についてはいかがかというお話で、教育委員会はしっかりとなされているという認識だったということですのでよろしいですね。

○**塚原委員** 先ほど区長さんからお話があった内容として、十分に話し合いがなされたという中で、資料をその日に渡されて、その日にどうですかと聞かれたときに、本当に住民の人の意見をまとめられるのかなと。実際、1週間、2週間前にこういうことをやります、ですから、皆さん住民の方とよく話をして、中に持ってきてくださいと言われてれば、きっと区長さんたちも、評議員さんなり、町内の臨時総会なり、これだけ何十億も掛かる大きなことですから、それをできたのではないかなと。ただ、先ほどのお話を聞くと、いきなりそこでこうなりましたよ、意見を言ってくださいと言われても、それは地域の人々の意見はまとまっていないですよ。そう私は思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○**望月教育部長** 確認不足ですけれども、多分資料のほうは、当日渡しでやったのかなというふうに思っております。ですから、事前に十分御覧になっていただいて、意見を求めた上での会議になっていたかという点については、今おっしゃられたとおおり、ちょっと進め方という面で、どうだったのかなという点はあるかもしれないなというふうに思っております。ただ、継続的な議論ということで、検討委員会についても7回ほどやってありますので、間に対面ではなくて、意見を募ったり、そういったこともやっております。2年ぐらいの長い間での長い議論になってます。ですので、一定程度の中身については、御理解をいただいて会議がなされているのかなと。また、同時に住民の説明会も、かなり細かくはやっていたのかなというふうに思っておりますので、資料当日渡しの点は否めない事実かもしれません。

○**塚原委員** 部長のおっしゃるとおりで、仮に、その時資料を当日に渡されました。ただ、今言ったように、何回も会議をやっているわけですよ。それで、こないだ渡されたこの協議についてはどうなんですかというのが、当時意見が出てきて当然だと思っております。いろいろ私たちも、今回現場視察をしながら、本来はあそこの土地じゃなかつ

た。中学校を背にして、右側、東側の土地を選定するはずだった。ただ、そこは地権者で反対の方がいらっしやった。だから、仮に500メートル以内、学校に一番近いところいったらこっちしかないね、というかたちで決まったと認識しているのですね。それは、それでよろしいですかね。

○望月教育部長 おっしゃるとおりでございます。ただ、勘違いされる点もあると思いますので、私から申し上げたいと思うのですが、この検討委員会については適正配置の実施計画を作るまでの議論ということで組織されたものでございまして、実施計画で定めた内容については、三つの小学校の中心であることから、その地域の真ん中でもある五中付近にしよう。また、それによって小中一貫教育が効果的に行われるというところに対しての、提言をいただいた内容でございます。今回、陳情をいただいておりますけれど、500メートルの付近の中で土地を見つけることに対しては、教育委員会主導で行ってまいりまして、初めて12月に、議員には11月末にお話をさせていただいた後に、地域に御提示をして、今まさに議論をされている最中だということになりますので、よろしく申し上げます。

○塚原委員 分かりました。実際に今回の陳情書を拝見させていただいて、仮に今の敷地がノーだよと言った場合には、公民館の移動はないですよ。そういうことになりますよね。ですから、私は陳情書を見せていただいて、敷地が駄目なのか、公民館を移動したいのかがよく分からないのですよ。正直、今の敷地が、どうしてもあの敷地で造るから、公民館を一体型にする。先ほどお話があったとおり、やっぱり通学のことについては、よく考えなくてはいけないかなと思います。市であそこに横断歩道ができるか、歩道橋でも造って絶対に車道を渡らないようにできるかとか、いろいろとこれからも考えなければならない点が、相当あると思うのですけれども、ただ、今の土地が駄目だという場合には、公民館の移動はないと考えてよいのですよね。

○望月教育部長 教育委員会で、五中付近での土地の選定を行った結果が、西側のくぼ地がある土地を選定したということで、その時点から公民館の老朽化対策も合わせて行っていくのもいかがかということで、案として考えたものでございまして、ですので、もし学校建設地が別の場所になれば、公民館との複合化というのは、現在考えてございませぬので、たまたまというか、隣接に公民館があったのでいろいろなメリットがございませぬので、それを享受するために複合化ということで出てきたものでございます。

○塚原委員 実際、公民館の複合化だったり、通学に関してだったり、もっと私たちも見ていかなければいけないし、いろんな先進事例もいっぱいありますので、そういうのを見る必要性があるかなというふうに思います。ただ、この土地については、先ほど副委員長がお話しましたが、いろいろ委員会の中で詰めてきた中で、最終的に教育委員会のほうで決定したよということであれば、何をもって地域の人に理解していただくか。先ほど区長さんのほうからありましたけれど、絶対きっちり説明していかないと問題が起きるよという話をしましたよね。これは、新治義務教育学校もそうですし、宍塚の時もそうだったと。若しくは、幼稚園の適正配置の時もそうだったというのがやっぱりあるので、地域の方々が全ての方が全員賛成、逆に言ったら菅谷小学校の方はど

うなのかなど。今度は、菅谷小学校の方が、いやあっちには持っていかないよと言った場合にはどうなるのかとかですね。いろいろ考慮すると、最終的に今進めている中で、どのように一番良い場所を選定して、理解していただくか。それには、丁寧な説明がどれだけ必要なのかと。非常に申し訳ありませんけれども、区長さんが変わったから考え方が変わったよというのは、長年の計画の中で言ったらあり得ないですよ。誰かが変わったら考え方が変わったのではなくて、やはり地域の皆さんに御理解いただく環境づくりをして、やはり子供を見ていただくのは、地域の方が一番見ていただくので、そんな中で、ちゃんとしたと言ったら失礼ですけども、きっちりとした計画を立てながら、地域の方々に子供たちを見守っていただいて、子供たちが安全に学校に通うというのが大前提だと思います。当然、そんなのは教育部長も、教育長も言われなくても分かっていることだと思うので、ただ、これだけ地域の方たちが今回のことに対して、市に対してなのか、当然私たちに対してもそうだと思うのですけれども、不信感を持たれていると思うのです。その辺を払拭するためには、どうするのかということは非常に重要だと思うので、その辺をじっくりと考えていただきたいなというふうに思います。すみません長々と。

○**下村委員長** ありがとうございます。私から繰り返すことができません、いっぱい話をさせていただきましたので、教育委員会に対する提言と地域の方には再確認を、皆さんの決定されたことも再確認してくださいというような御意見だったと思います。

○**鈴木委員** まず、質問というか確認ですね。令和2年6月29日の第7回土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会が、恐らくこの検討委員会の最終だと思うのです。この時に、適正配置の方針が決まって、提言を取りまとめたと思うのですよね。その提言を市長にも当然提出をしてあると思うのですが、まずそこを確認いたします。

○**田中学務課長** 検討委員会から提言いただいた最終提言は、当然市長まで報告してございます。

○**鈴木委員** それは当然のことで、その提言の市長に対する効力というのは、どうなのでしょう。何を言いたいかということ、学校の設置者は市長です。市長さんが各地域の学校の再編とかを考える上で、外部のシンクタンクに考え方をまとめてくださいと。特に地元が大事だから、地元の意見をまとめてくださいということで、検討委員会に答申をしたと思うのです。それを受けて、委員会を7回開いて、意見をまとめて最終提言を行いました。その答申を市長が受け取りましたというのが、まず第1段階の流れだと思うのですけれども、それを受け取ってしまったから動かせないとか、そういった厳しい事実というのは、まずあるのでしょうか。それとも、市長の考えいかんによっては、そこを再検討するという余地が残っているのでしょうか。そこをお答えいただきたい。

○**入野教育長** 一般論でお答えをいたします。審議会等に諮問を役所がいたしまして、その結果について答申をいただいて、当然に識者の、市民目線での専門的な要素もあると思うのですが、御意見を尊重して、十分に踏まえて、そして市のほうで、教育委員会かもしれないけれども、市のほうで決定をします。そういう運びになるのが通常であります。意見を尊重する具合もいろいろですし、場合によってはその意見を全部しきれ

ない場合も、理論上はありうるのかなど。ですから、結論としては、拘束を全てされるものではないと、そういう理解でおります。

○鈴木委員 ということは、今回の陳情が仮に採択になったケースであれば、地元の意見が答申とは異なったかたちで、違う一方から出てきた場合は、市長が考える余地があるということね。どうでしょう。

○入野教育長 仮定のお話ですから、お答えはしづらいのですが、仮定であっても理論上ありえる話ですので、一度有識者等から、そういった審議委員会の重みを考えますと、答申を踏まえて、そのとおりあるいはその方向で決定をしたものと。通常、そういうあり方なのですが、いろいろな諸事情でその後変わるならば、市では改めて、新しい判断材料があるならば、また審議会等の意見を伺うか、否かは別ですけれども、それを考える余地は当然あるかと思えます。ただ、そういった場合にあっては、いろいろな経緯も踏まえて、当初の検討委員会、審議会と言わせていただきますが、そちらの考え方、答申の内容は、可能な限り尊重することは大切なのかなど。当然市民の税金も使って、審議会等を行っている関係、それが全く無駄になるということは、よほど現実離れした答申の結果であるとか、あるいはそれに基づいた決定であるとか、そういったことがない限りは、可能な限りという言い方で申し上げますけれども、尊重をしながら改めて検討することが大切なのかなどというふうに考えております。

○鈴木委員 それともう一つ。令和3年5月12日くらいからの感じで話をするのですが、議会にスケジュール報告がありました。令和3年11月24日に準備協議会が設立されたということで、この準備協議会が設立をされたということは、この時点で学務から教育総務に変わるという認識でよろしいのでしょうか。

○望月教育部長 学務課の所管は適正配置の部分でございますけれども、教育総務課は実際に施設整備をするハードの部分の担当ということに、所管上はそういう区分をしております。議員から御質問のありました開校準備協議会につきましては、本来は学校の名前とか、通学路の話とか、そういう議論が主になるわけなのですが、今回は施設整備に関しての基本計画案をその後作る予定で、実際に開校準備協議会の方々、そして公民館との複合化の内容に案がなっておりましたので、公民館運営委員会の方々などに御説明をしていくような、そういうスケジュールで考えておりましたので、学務課と教育総務課で、両面で進めていたという状況でございます。

○鈴木委員 令和4年2月21日、3月11日、5月11日あたりまでで、志木市に3月11日に視察に行った報告がなされたり、5月11日に整備事業についての説明で、改めて五中から半径500メートルの円の説明がありました。その後、地元の区長さんたちの動きがあって陳情が提出され、その前後なのですかね、5月30日に私たちが現地を見に行き、というような流れでできているのですが、5月30日にパブリックコメントもやって、ここで締め切ったのでしたか、。

○塚本教育総務課長 パブリックコメントにつきましては、3月2日から3月23日の期間で実施をしたものでございます。

○鈴木委員 了解いたしました。6月3日に、文教厚生委員会の委員の皆さんが、候補

地を見に行っているというような流れで進んできていて、その後今回の陳情に至ったということなのですが、ここから質問ではなく、私の意見を述べさせていただきます。まず一つ、私も新治学園で経験しているのですが、地元から学校が無くなる、統合の前に学校が無くなるのです。学校が無くなるということは、そこにいる住民の皆さんは、誰しもが賛成をしづらいことなのです。複式学級とかは、本当にやむにやまれぬ事情で、かつての斗利出小学校や上大津西小学校のように、吸収されるというのが苦渋の選択なわけですね。それ以外でも、今回の案のように、上大津東小学校のように、十分学校としての生徒数を有しているにもかかわらず、その場所から移動しなければならないという案が示されたわけですね。その点に対しては、この検討委員会に出てくる以外にも、やはり十分な説明、これがないと今回のようなことが起きてしまうのではないかなど。そういうことを念頭において、報告を受けるたびに、私は地元から反対がないのですかという、大丈夫なんですかという、これは心配をしているから、そういう発言をしていたのですよね。それを受けて、ここの会議の場で、鈴木に言われたからで終わってしまったのではないかなどという想像なのですが、そういうふうと言われたのなら、本当にどうなのか学校にお願いをして、アンケートを取るとかね。とにかく、まずどことどこがくっついて、どこに行くの前に、学校が無くなるということを重く考えて、教育委員会では動いてほしかったというのが、一つ私の意見です。書面上、手続き上は教育委員会の流れは、先ほど奥谷副委員長がおっしゃったように、手続き上、書類上は間違いなく処理されてここまで到達している案件であると、私も思います。ただ、さっき言ったように、地元から学校が無くなるという、要は感情的な部分です。ただ、その感情的な部分で、少数なのか多数なのかは別にして、感情的な部分で強く住民側に違和感が残っている場合は、もう少し慎重な対応が必要であったかと思います。もう1回意見を述べる場がありますよね。継続とか、採択とか、不採択とか。そこで言わせてことがあるのですが、こういう項目を改めて教育委員会に調査をお願いしたいというのがあるので、その時に話しますので。委員長が私の意見をまとめづらくて申し訳ないのですけれども、まとめなくていいです。今のが、私の意見です。

○**下村委員長** ありがとうございます。意見のほうでは、この後も一つあるそうですけれども、まずは、地元から学校が無くなる、この辺のことをよく理解した上で、進めてほしかったという意見です。あとは、地元との合意と常に言ってきましたけれども、それがなされていたかどうかという。話し合いも必要。手続き上はミスがないのだけれども、地元との合意というところでは、何度かミスがあったかのようなお話しぶり、意見でした。

○**福田委員** 改めて、適正配置検討委員会のメンバーの方々の名簿を見ても、人選的にはそうそうたる方々を、人選しておられるようですし、第7回にわたって検討委員会が開かれてきたということも踏まえて、最後に最終提言をまとめるに至ったということなのですけれども、今お二方がおっしゃったように、書類が当日配られたみたいなことがあったとしても、行政上の手続き的には大きな問題はなかったのではないかと思います。やはり地元への周知と理解が足りなかったのかなという印象は受けます。開校準備

協議会を、もう3回ですか。

○塚本教育総務課長 開校準備協議会は、5月26日までに4回ほど行っております。

○福田委員 スケジュールでは、敷地の測量等がもう済んでいるわけですか。

○塚本教育総務課長 現在、境界の立ち合いをさせていただきまして、境界等は済んでおります。

○福田委員 用地買収には至っていない。

○塚本教育総務課長 用地買収には至っておりません。

○福田委員 お二方がおっしゃったように、周知あるいは理解が足りなかったのかなというところがございます。

○下村委員長 それぞれ委員6名の御意見を伺いました。それで、ほかに御意見は改めてないですね。

○矢口委員 委員長から意見を求められたので、意見だけ申し上げましたが、先ほど申し上げたとおり執行部にまだいろいろ確認したいことがあるので、そういう時間をいただければと思います。今回の陳情は、大きく三つありました。2番目の公民館の話。公民館の話がぽつと出てきて、そこに対して地域の皆さんが大きく反応された部分もあると思います。公民館の件について、いくつかお伺いしたいところです。公民館との複合化というのは、必須なのでしょうか。土地を選定した場合に。要は、切り分けることは可能なかどうかというのが、まず1点目。今回の陳情書にありませんでしたが、白鳥新町から出てきた意見書の中では、上西小という名前も入っていました。上西小は可能なかどうか。合わせてお伺いしたいと思います。

○塚本教育総務課長 1点目の公民館と小学校を切り分けられるのかという御質問になりますが、こちらにつきましては土浦市公共施設整備計画のほうで、市の施設の集約化、複合化との方針が示されておりまして、実際国においても、都市部にかかわらず全国的に事例がございます。平成26年当時の数字にはなるのですが、1万件を超えておりまして、そのうち公民館との複合化は443例ほどございます。そのようななかで、私どもとしても志木市に、実際の現地を視察をさせていただきまして、メリット等を、国で推奨しております世代間交流とか、地域ぐるみでの見守り、学校運営の支援等につきまして聴取することによりまして、公民館との複合化について確認をさせていただきました。そのようななかで、学校敷地内に、公民館がかなり老朽化が進んでおりまして、実際に建替えをすることで、現在付いていないエレベーター等のバリアフリー化も図られます。そういったことの利便性につながることもございまして、複合化の案を示させていただいたところがございます。実際に複合化と切り分けられるかにつきましては、公民館をそのまま残した場合というのも想定して、お示しをさせていただいておりますので、切り離せないというわけではございません。もう1点ございまして、上西小への移転のお話があったと思うのですが、先ほど部長からもございましたとおり、上大津公民館につきましては、五中地区全体でのコミュニティの核としてあるものですから、現在上西小への移転は考えておりません。以上です。

○矢口委員 続けて質問をさせていただきます。この件に関して、複合化が全国でもかなり

事例があるということで、この件に関しては私たち委員会でも、是非視察をしたり、勉強をしたりしたいと思っているところなのですが、そもそもメリット、複合化するメリットというのは、必ずあると思うのですね。複合化することに対して、皆さん使い勝手が悪くなる、今まで公民館を使われてきた地域の方々から、使い勝手を心配される意見が私のところにも届いておりますが、一方でメリットも必ずあると思うのですね。そのメリットがどういうものなのかというのを、地域の方に十分伝えてあるのかなというところが、ちょっと疑問に思うところでもあります。それと合わせて、この件に関して小学校側のセキュリティを心配する声が上がっています。すごくよく分かる声です。不特定多数の方が、同じ小学校の敷地内に入ることを心配されています。ところで、ここで疑問に思うところがあって、地域の小学校は、地域に開かれた小学校を目指してきたはずではなかったかなと思います。どうかたちは良いのか、この議論も是非必要かと思いますが、この地域に開かれた小学校とセキュリティの問題。この件に関して執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

○塚本教育総務課長 先ほど矢口委員から、複合化のセキュリティ部分のお話がありましたので、そちらについてお答えさせていただきますと、実際に志木市にも行った関係上、確認をさせていただきました。学校においては、平成13年6月に池田小学校の事件がございました。それを機会に、更に不審者対策という防犯面での強化が図られたと思っております。実際に、学校は今現在も、学校の門扉とかを閉めておく、それと防犯カメラの設置、来校の際には来たものの氏名を書くとか、ネームホルダーを下げると、そういったような対策を図っている状況でございます。一方で、視察に行った志木市の例でお話をさせていただきますと、学校職員だけではなくて、公民館職員や利用者である市民、こういった多くの目で、大人の目があるということで、学校単独施設でよりも子供を見守るという観点から、安全性が高まったということを伺っております。実際にこの間の説明会の時にも、白鳥新町の地区長さん、自治会長さんからもお話がありました。今回、こういった事例を踏まえまして、公民館との、大人と子供の動線を分けるとか、公民館内の防犯カメラの設置とか、公民館と学校側の扉を設けるとか、そういった先進地の事例を参考にして、小学校のセキュリティの確保は図っていきたいと考えております。以上です。

○矢口委員 今の御回答で、個人的な回答をさせてください。恐縮ですが。私は、第二小学校でずっとPTAをやってきて、議員になっても教育後援会というかたちでかかわっております。度々学校に行くと、地域の方が花壇の整備をしてくださっているのですね。これは、非常に大事だなというのと、以前この委員会の場で意見を言わせてもらったのは、大阪の池田小学校の事件のことがありました。当時、学校長が女性の先生だったのですけれども、その先生が言われたことがすごい印象にあって、それが何かというと、小学校は女の先生が多いと。ほとんど女の先生で、いざ不審者が学校で悪意を持って入ってきた時に、力で対抗できない。そのため、地域の人たちの目があるのが、すごく大事なのだとおっしゃっていました。ということで、一概に複合化のセキュリティの部分は、本当に切り分けが難しいと思いますけれども、何とか良いかたちで持っていき

たいなというのは、私の意見です。質問に移ります。今回示された見取り図がありましたよね。あれに対して、かなり地域の方が反応されたのではないかなと印象を持っているのですが、あの見取り図は、最終案なのでしょうか。まず確認をさせてください。

○塚本教育総務課長 そちらの見取り図に関しましては、あくまでも、これまでも説明させていただいておりますが、一例でございまして、今後の学校、実際に複合化という話になりましたら、公民館関係者とか、関係部署との意見をいただきながら、基本実施設計の中で、これから改めて配置や間取りを決めていくと考えております。

○矢口委員 あくまでも、イメージをしてもらうための参考例であるとするならば、今、陳情者を始め、地域の方が心配をされている校舎に対する懸念という部分は、設計の仕方でもクリアできるものなのではないでしょうか。

○塚本教育総務課長 地域の方たちの不安というのは、ごもっともだと考えておりますので、そういった意見も踏まえながら、それから検討していく予定でございます。

○下村委員長 その他意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 質問も無いようなので、受理番号6、仮称上大津地区統合小学校整備に関する陳情書を採決いたします。

○矢口委員 今までのいろんな意見とか、聞いたことを整理したいので、暫時休憩をお願いしたいのですが。

○下村委員長 みなさんいかがですか。

(「賛成」の声あり)

○下村委員長 暫時休憩いたします。あと、コロナの対応についても、1時間を超えましたので、少し休憩とします。11時20分から再開いたします。

#### 【休憩】

(午前11時20分再開)

○下村委員長 再開いたします。その前に、執行部の皆さんに御退席していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

#### 【執行部退席】

○下村委員長 それでは、受理番号6を採決いたします。まず、継続審査とした方がよい方はいらっしゃいますか。

○塚原委員 先ほど、目黒委員からお話があったのですけれども、今回皆さんの意見を聞かせていただいて、やはりもっと説明をきっちり住民の方、若しくは学校を含めたところで説明をしていただきたいというのは、非常に痛感しています。2点目の公民館を一体型にするというのであれば、私たちもいくつかの先進事例、先ほど400いくつかあると。各市町村であったり、人口密度であったり、全然物が違うかもしれませんので、できればこの機会に、私たちも先進事例をもう少しきっちり勉強、確認をして、最終的に結果を出したいと思ひまして、できれば継続をお願いしたいと思ひます。

○下村委員長 ただ今、塚原委員から継続審査を求める意見がありました。

○鈴木委員 私も継続に賛成なのですが、塚原委員が言ったように、先進事例の視察も

必要だと思うし、教育委員会に各種データを提示してほしいものがあるのです。例えば、今議論している小学校というのは、令和9年4月開校を目指しているということは、一番関連しているのは、今0歳児から6歳児の間の子供たち。その人口が、おおつ野地区でどれくらいいるのか、データにも出ていますが、もう1回建設にかかわる費用が各候補地でどの位かというのも、委員会では1回も議論をしていませんから、そこでも議論すべきであると。あと、当然通学路の安全確保、スクールバスの運行が場所、場所によって違ってきますから、新治学園の時は場所が決まったから、プロット図を作ってもらったのは一つで済んだのですけれども、いくつかのシミュレーションが必要になってくるかと思えます。もっと細かく言うと、バスに載れない人、円の中に入った子供たちが、どういうルートを通るかというところまで、新治の時には議論しました。それも、検討委員会とか終わってしまっているの、地元でできないと思うので、ここで資料を作っていて、検討をして、様々なデータを集めた上で、議会は議会なりに次の候補地を、私たちが地元に行って探すわけにはいかないけれども、教育委員会に資料の提出を求めながら、一つの意見をまとめていくという作業が必要なので、そういった審議項目をきちんとした上での継続審査で、学校の建設にかかわることだから、9月議会にはきちり結論を出すとしたかたちでの、継続審査の意見です。採決の時に、また手を挙げますので。

○目黒委員 現地説明会を行われた際に、質疑応答のアンケートを取ってほしい、検討しますという答弁があって、このアンケートというのは本当に、実際に現地に行かれて考えが変わった方も多くいらっしゃると思うので、是非このアンケートは実施していただきたい思いもありますし、アンケートの質問の内容も我々で確認をした上で、アンケートを開催し、それを踏まえた上で、また改めて審議という意味で、個人的には継続すべきだと思います。

○福田委員 私も、お三方の意見を聞きまして、継続審査が適切ではないかと思えます。ただし、鈴木委員からもありましたように、延ばし延ばしということとは絶対にしないで、次期には結論を出すべきであると。それと同時に、委員会としてもあらゆる角度からの検討を要するのではないかと。その間に、時間をいただきまして、少し振り向いてみるのも必要なのではないかということでございます。

○矢口委員 私も継続が適当だと思います。理由を言います。まず、今までの議論の進め方には問題がなかったという意見がありましたが、私もそのとおりだと思います。特に、今まで議論に加わっていただいた代表者の立場、この方々の意見を尊重することが、まず大事だと思っております。個人的なことで恐縮ですが、先ほどPTAのお話をさせていただきました。私も、当時PTAの代表として、ある土浦市の審議会に加わりました。その時に、ここにいらっしゃる先輩方がもしかして委員としていらっやったかもしれないですけども、子供たちに対して大きく方向を変える審議会だったのですね。私は、保護者の代表として、ものすごい責任感を持って、そこで意見を言いました。なかなか、保護者の皆さん全員の意見を集約したかたちで、審議会の場に意見を示すことはできなかったのですけども、ただ、保護者の代表だという意識はすごく強くて、そ

のことを振り返ると、今回の、今までの流れをまるっきり無にしてしまうことはできないなど。そういうこともあって、継続してもう少しいろいろな方々の御理解を得られる努力をしてほしいということで。もう1点が上東小の老朽化の件なのですね。資料にもありました。年間で20か所以上と書いてあったかな、補修箇所が必要。もう、これは本当に早く校舎をなんとかしてあげないといけない。当時の校長先生からも聞きました。タイルを自分たちで張ったり、クロスの張替えも自分たちでやっている、予算がなくて。そういう状況を聞くと、先延ばしするわけにはいかないので、早急に話を進めてほしいというのは、今回継続をするに当たっても、留意してほしいところとして付け加えさせていただきたいと思います。以上です。

○**下村委員長** 今、5名の方から継続審査を求める意見がありました。それでは、受理番号6を採決いたします。継続審査としたほうがよい方は挙手を願います。

(6名全員挙手)

○**下村委員長** 全員賛成ですね。よって、継続審査とすることに決しました。これで、付託されました請願陳情の審査は以上となります。暫時休憩といたします。再開は13時からといたします。

### 【休憩】

(午後1時00分再開)

○**下村委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。協議事項(1)付託された議案の審査に入ります。議案第40号土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**小池障害福祉課長** 議案第40号土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正についてでございます。資料1-1をお願いいたします。1、改正理由でございます。障害福祉課所管の土浦市障害者自立支援センター条例及び土浦市つくしの家条例と、こども包括支援課所管の土浦市療育支援センター条例において、使用料に係る規定の一部に、法の趣旨と合わない規定があることが判明したことから、これを修正するために、条例の一部改正をおこなうものでございます。また、現状のサービス提供内容に合わせた改正も、併せておこなうものでございます。条例は三つありますが、主たる改正内容が同一であることから、改正条例は1本となります。なお、今回の改正に伴う利用者の負担や運用についての変更はございません。2改正の概要でございます。(1)土浦市障害者自立支援センター条例につきましては、①利用料金の減額規定に係る条文の削除と②引用する法律の条項ずれの整理を行います。①については、利用料金の減額規定が、法の趣旨にあっていないことから、これを削除するものでございます。なお、この①の減額規定の削除が3つの条例の共通の改正内容となります。また、障害者自立支援センターにつきましては、指定管理者により運営していることから、利用料金という表現になっております。(2)土浦市療育支援センター条例につきましては、①使用料の減額規定に係る条文の削除と、②使用料を利用料に改める改正及び③障害児相談支援及び計画相談支援サービスに係る規定の追加をおこなうものです。②については、これまで療育支援センターを利用する際の料金については、公の施設を使用することに対する使用料とい

う扱いになっておりましたが、実際の内容は、障害福祉サービスを利用することに対するサービス利用料であることから、実態に合わせ使用料を利用料に改めるものでございます。③については、既に実施しているが条例上未規定となっているサービスに係る規定を追加するものでございます。(3) 土浦市つくしの家条例につきましては、①使用料の減額規定に係る条文の削除、②使用料を利用料に改める改正については、前の条例と同様の改正内容となります。③につきましては、サービスを利用する者がいないことから、現在廃止をしている事業に係る規定を条例から削除するものでございます。以上が改正内容となりますが、わかりづらいところも多々あるかと思っておりますので、改正内容のポイントを、QアンドAのスタイルで整理してみました。恐れ入りますがサイドブック資料1-2をお願いします。まず、減額規定の削除についてでございます。問1、減額規定に係る条文の削除とはどのようなものか。答1、三つの施設は、いずれも障害福祉サービスを提供している事業所となり、それぞれの条例で、公の施設として設置及び管理に関する事項を定めております。今回、条例の使用料の減額規定において、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨と合わない規定となっていることが判明したことから、その規定を削除するものです。問2、条例の規定が法の趣旨と合わないとは、具体的にはどのようなものか。答2、まず、法においては、障害者が障害福祉サービスを利用した際に、市町村は、その障害福祉サービスに要した費用、図の①青色の部分について、給付費、図の②緑色の部分になります、この給付費を利用者に支給し、利用者はその給付費と自己負担額、図の③黄色の部分です、これを合わせて事業者に支払う仕組みとなっております。この給付費は、利用者の負担能力に応じて増減するものとなっております、その結果、負担能力に応じた自己負担が発生するようになっております。例えば、低所得者の場合は、給付費、公費負担が10割となるので、自己負担額は発生しませんし、所得がある方の場合は、給付費が費用の9割となるので、1割の自己負担が発生いたします。しかし、条例では、自己負担を使用料から減額すると規定しているため、負担能力のある利用者には、負担能力に応じた額を負担してもらうという法の趣旨とは合わないものとなっております。問3、法の上での給付費と条例上の使用料は、異なるものなのか。答3、給付費イコール使用料ではありません。給付費は、障害福祉サービスに要する費用のうち、市が公費負担する分、図の②緑色の部分を指し、使用料は、障害福祉サービスに要する費用そのもの、図の①青色の部分指すこととなります。問4、今回の条例改正により、利用者の負担が増えることはないのか。答4、実際の事務処理は、法の規定に沿って行っておりますので、今回の改正による利用者の負担等の変更はありません。問5、利用者から徴収した費用はあるのか。負担能力に応じた額は、発生しているのか。答5、自立支援センター及びつくしの家については、利用者である障害者本人に対して所得の判定を行った結果、低所得者に区分されたため、費用の負担は発生しておりません。また、療育支援センターについては、利用者である障害児の保護者の所得で判定しており、負担額が発生した方には、法の規定のとおり費用を徴収しております。問6、条例上、減額すると規定しているのに、利用者から徴収した費用の返金は必要ないのか。答6、この減額規定は、平成24年に低所得者の負担を軽減する趣旨で加

えられたものですが、その内容が錯誤であったというものです。つまり、法律の内容に反するような条例が存在したものの、実際の事務処理は、条例ではなく法律に基づいた運用を行っており、負担額等も法律に応じたものとなっていることから、現段階では、返金は発生いたしません。ここの部分につきましては、今年度から総務課に弁護士資格を持った法務担当官がいらっしやいまして、その法務専門官に相談をした結果、こういったお答えをいただいております。問7、事務処理上の誤りはなく、条例の規定のみが誤っていたということか。答7、お見込のとおりです。つぎに、使用料と利用料の違いについてです。問8、使用料と利用料では何が違うのか。答8、これまで、療育支援センター等を利用する際の料金の規定については、公の施設を使用することに対する使用料という扱いでしたが、実際の内容は、利用者に提供した障害福祉サービスに要した費用であるため、実態に合わせ、使用料を利用料に改めるものでございます。改正内容のポイントについては以上です。恐れ入りますが、資料1-1にお戻りください。3、新旧対照表でございます。1ページ下段から2ページまでが障害者自立支援センター条例、2ページ下段から4ページまでが療育支援センター条例、5ページと6ページがつくしの家条例の新旧対照表となっております。4、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**福田委員** それぞれの施設を、それぞれの条例で運用しているということなのですが、この議案第40号の1本だけで事足りるという手続上の仕組みというのはどういうことなんでしょうか。

○**小池障害福祉課長** 条例改正のテクニックの一つのようなのですが、基本となる改正内容が同じ時には、1本にまとめてしまって、できるというテクニックがあるようでして、今回の場合は減額規定の削除というところが、メインテーマというか主なものになるのですが、同じ内容のものを3本議案で出すという方法もあるかと思うのですけれども、それを一つにまとめて条例1本でやるという、そういう方式が取れるという理解をしております。

○**福田委員** 等のですからね、分かりました。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第40号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第40号、土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第41号、霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。資料は、本会議、令和4年、第2回定例会、事前配付資料、議案第39号～47号を準備してください。執行部より説明をお願いします。

○**大橋スポーツ振興課長** 議案書8ページをお願いいたします。議案第41号、霞ヶ浦

文化体育施設条例の一部改正について。現在、水郷体育館の冷暖房設備の新設工事及びLED照明への交換工事が行われております。工事は9割方完了し順調に進んでおります。新設の冷暖房設備使用料を始め、見直した照明使用料等を条例に位置付け、来たる9月1日から供用開始を予定しております、この度改正をお願いするものでございます。文言の修正等もございしますが、始めに9ページをお願いします。9ページでは、回数券の使用料見直しと綴り枚数の統一、会議室等の使用料を冷暖房料込みの料金への見直し。10ページに入りまして、トレーニング室と軽体育室の料金見直しと、団体使用料を新しく設定。11ページでは、アリーナに新設されます冷暖房設備の使用料で、こちらはあくまで冷暖房を使用する場合にのみ追加で納付いただくものです。下のその3の表は、大体育室と小体育室の照明料の改正で、LED化に伴いまして、従来より3分の1程度に安くなるものでございます。繰り返しになりますが、施行日は令和4年9月1日を予定しております。体育施設条例の一部改正については、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** それでは、採決をいたします。議案第41号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第41号、霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、協議事項(3)その他の協議事項に入ります。新型コロナワクチン接種に関するお知らせ(No. 16)を議題といたします。資料は、文教厚生委員会、令和4年、6月17日開催を準備してください。執行部より説明をお願いします。

○**水田健康増進課長** 資料3をお願いいたします。新型コロナワクチン接種に関するお知らせでございます。今回で16回目のお知らせとなるものでございます。こちらのチラシにつきましては、6月15日発行の広報つちうら6月中旬号に合わせて、全戸配布をさせていただいているものでございます。1点目、新型コロナワクチンの対象年齢と種類についてでございます。新たに武田社ワクチン、ノバボックスが加わったことによりまして、接種する種類も増えてまいりましたので、年齢区分及び接種回数区分に分けて整理をさせていただいております。18歳以上の方の1、2回目については、3種類のワクチン。括弧内が1回目と2回目の間隔でございます。12歳から17歳に関しては2種類。5歳から11歳については、小児用の専用のワクチンとなっているものでございます。3回目の接種につきましては3種類。ノバボックスが加わりまして3種類となりまして、モデルナとファイザーについては2回目接種から5か月経過後、ノバボックスについては2回目接種から6か月経過後となるものでございます。12歳から17歳につきましては、ファイザーに限定されております。4回目接種につきましては、モデルナとファイザーの2種類となりまして、4回目接種の接種券を60歳以上の方については、既に発送済でございます。また、18歳から59歳の方に関しましては、基礎疾患を有する方と医者から重症化リスクが高いと認められた方を対象に接種を進めるも

のでございまして、先週の6月9日木曜日に案内ハガキを発送してございます。土浦市のホームページから申請していただく方法、インターネット環境のない方につきましては、お問い合わせをいただきまして、返信用封筒を入れて申請書をお送りするものでございます。2点目でございます。接種会場についての御案内でございます。はじめに、イオンモール土浦で行っている集団接種会場につきましては、7月3日までファイザーのワクチンを使って接種を進めてまいります。4回目接種が始まります7月中旬からは、配分が多いモデルナのワクチンを使って、4回目接種を開始してまいりたいと考えてございます。3回目、4回目の会場でございます。市内協力医療機関の3回目接種につきましては、現在ノバボックスで接種をしていただける医療機関のほうの確定を進めているところでございます。確定次第お知らせをしてまいりたいと考えてございます。一番下の枠、牛久と産総研の県で実施しております大規模接種会場につきましても、ノバボックスを活用した接種が進められているところでございます。こちらのほうは、6月中旬号と一緒にお知らせしたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**塚原委員** 参考まででいいのですけれども、3回目までが終わっている方の接種率を教えてくださいませんか。

○**水田健康増進課長** 3回目接種を既に終えられた方は、全人口に対して60.8パーセント。6割を超えてございます。ちなみに、日本国内での3回目接種の接種率は、60.7パーセント。0.1パーセント、本市が上回っている状況でございます。65歳以上の方の3回目接種は、89.1パーセント。89.1パーセント。国内の65歳以上の方ですと、89.5パーセント。本市の方が0.4パーセント少ない状況となっております。以上でございます。

○**塚原委員** もう1点なのですけれども、皆さんファイザーが良くて、各医療機関でファイザーをやっているところを探しているのを見受けられるのですけれども、実際、モデルナの廃棄とかというのは、本市では発生していないのですか。

○**水田健康増進課長** モデルナのワクチンにつきましては、各医療機関で接種をしていただくために、保健センターに納品をされているもの。それと、ディープフリーザーをお持ちになっている医療機関がございまして、そちらのほうにもモデルナのワクチンが配送されてございます。6月10日で消費期限が切れるモデルナのワクチンがございましたが、全て使い切っております。

○**目黒委員** 土浦市内でノバボックスを希望されている方、若しくは接種された方がもし分かるようでしたら教えてください。

○**水田健康増進課長** 6月4日に県の大規模接種会場で、ノバボックスの接種が開始されております。その中で、合計300人分のワクチンがあったようですけれども、土浦市内の方は20人ほどが接種されていると聞いてございます。その後の市内の接種者の情報については、県のほうからはいただいておりますので、そこまでとなります。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 以上で、当委員会に付託されました議案及び請願・陳情の審査は終了いたしました。暫時休憩します。休憩中に、分科会を開催いたします。

**【休憩】**

(午後 1 時 2 9 分再開)

○**下村委員長** 文教厚生分科会を再開いたします。執行部からその他ありますか。

○**福原社会福祉課長** お時間いただきまして、文教厚生委員会の皆様に御報告とお詫びを申し上げます。この度、社会福祉課におきまして事業を実施しております住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業におきまして、御支給が判明いたしました。経緯でございますが、茨城県内 6 市における御支給の報道を受けまして、本市でも調査をしたところ、本来支給対象外である租税条約による住民税非課税世帯 2 1 世帯への御支給が判明いたしました。二つの国が同時に課税する二重課税を防ぐための租税条約で、課税が免除されている外国人が、今回の制度の支給対象外であるにもかかわらず、確認証を発送の際、引き抜く作業を漏らしてしまいまして、当該世帯に対しまして確認書を送付し、申請をいただいた方に対しまして、支給をいたしてしまつたものでございます。今回の案件を受けまして、対象者にお詫びをするとともに、制度の説明を行ひまして、給付金の返還をお願いしてまいる所存でございます。また、先ほど御審議いただきました、令和 4 年度の事業を開始に当たりまして、外国籍の方に対して二重チェックを行ひまして、誤送付並びに御支給を行わないように、再発防止に努めてまいりたいと思っております。なお、本件につきましては、正副議長並びに各会派代表者に電話にて御連絡を差し上げております。この後、15時にプレスリリースを行ひまして、全議員様にメールにて連絡をさせていただく予定でおります。説明は以上となります。この度は誠に申し訳ございませんでした。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**塚原委員** これからプレスリリースをするということは、分かったのは昨日とか今日とか、そういう話ですか。

○**福原社会福祉課長** こちらが発覚しましたのは、一昨日の夕方でございます。

○**塚原委員** 例の四千何百万のこともあるので、しっかり対処していただいて。先ほどの話だと二百何万ということになるかと思うのですけれども、しっかりと回収も含めてよろしく願いいたします。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 委員の皆さんから何かありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 執行部の方は退席して結構です。お疲れ様でした。委員の皆さんは、今しばらくお願いします。

**【執行部退室】**

○**下村委員長** それでは次に、各種委員会等委員の選出についてになります。健康つちうら 2 1 計画推進委員会委員をお願いします。1名の選出となります。いかがいたしま

すか。前回の委員は目黒委員です。今回の任期が、令和4年7月1日から令和7年6月30日までです。

（「継続させていただきたい」との声あり）

○**下村委員長** それでは、健康つちうら21計画推進委員会委員には、目黒委員にお願いいたします。選出された委員はよろしく申し上げます。つぎに、土浦市都市計画審議会委員をお願いします。1名の選出となります。いかがいたしますか。前回の委員は福田委員です。今回の任期が、令和4年7月1日から令和7年6月30日までです。

（「再任させていただければ」との声あり）

○**下村委員長** それでは、土浦市都市計画審議会委員には、福田委員にお願いいたします。選出された委員はよろしく申し上げます。つぎに、土浦市国民健康保険運営協議会委員をお願いします。2名の選出となります。前回の委員は鈴木委員、目黒委員です。今回の任期が、令和4年7月1日から令和7年6月30日までです。いかがいたしますか。

○**鈴木委員** 結構長くやっているのですよ、私。4期だか5期だか。1期3年なのですよ、これ。だれか違う方がいれば、私のほうは変更でもいいのかなど。長すぎるなど。

（「矢口委員」との声あり）

○**下村委員長** 鈴木委員から矢口委員へ。目黒委員は。

（「継続させていただきたい」との声あり）

○**下村委員長** それでは、土浦市国民健康保険運営協議会委員には、矢口委員と目黒委員にお願いいたします。選出された委員はよろしく申し上げます。つぎに、全員協議会において説明のあった特別委員会についてです。TX土浦延伸の誘致に関する特別委員会に3名の選出となります。任期は、全協でもお話がありました12月頃までですが、いかがいたしますか。

○**矢口委員** 私は、今回の請願の署名人になっているので、立場上やらせていただければありがたいなと思いますけれども。

（奥谷副委員長と目黒委員から立候補あり）

○**下村委員長** それでは、TX土浦延伸の誘致に関する特別委員会には、奥谷副委員長、矢口委員、目黒委員にお願いいたします。選出された委員はよろしく申し上げます。以上で、文教厚生委員会を閉会します。